

専 務	局 長	係

新津商工会議所勤労者福祉共済給付金請求書

金 額	捨	万	千	百	拾	円

ただし、新津商工会議所勤労者福祉共済給付金として

新津商工会議所会頭
内 訳 殿

給 付 種 類	給 付 事 由 の 内 容			
	給 付 事 由 発 生 年 月 日	給 付 該 当 者 の 氏 名	会 員 と の 続 柄	給 付 事 由 の 説 明

上記のとおり証明書を添えて請求します。

年 月 日

事業所名

会員番号 —

請求者住所

請求者氏名 ㊟

領 収 書

金 額	捨	万	千	百	拾	円

上記の金額を受領しました。

年 月 日

受領者氏名 ㊟

※給付金添付書類一覧は裏面にあります。

勤労者福祉共済給付金添付書類一覧

区 分			給 付 額	給付申請のときに添付する書類	
祝 金	結 婚（会員）		10,000 円	戸籍謄(抄)本または婚姻届受理証明書※写しで可	
	出 産（会員又は配偶者）		5,000	戸籍謄(抄)本または母子手帳(出生届出済証明書)※写しで可	
	入 学（会員の子の小学校、 中学校入学）		5,000	入学通知書または健康保険証※写しで可	
	銀 婚（結婚 25 年目）		10,000	戸籍謄(抄)本※写しで可	
弔 慰 金	死 亡	会 員	50,000	戸籍謄(抄)本(戸籍については死亡事項及び申請者との続柄がわかるもの)※写しで可	
		配 偶 者	30,000	戸籍謄(抄)本(戸籍については死亡事項及び申請者との続柄がわかるもの)※写しで可	
		子・親（養・義・継父母も含む。 同居、別居を問わない。）	5,000	死亡が証明できる書類、場合によっては戸籍謄(抄)本、住民票(戸籍については死亡事項及び申請者との続柄がわかるもの)※写しで可	
見 舞 金	傷 病		休業 14 日以上	5,000	医師の証明書 （領収書の写し、診断書の写し等） 事業主の休業証明書 ※請求は年度 1 回を限度とする。
			休業 30 日以上	10,000	
			休業 90 日以上	20,000	
	住 宅	火 災	被害の程度 全 焼	100,000	消防署の証明書 ※同一の災害により給付を受ける者が、同一の生計を営む家族であるときは、2 人目から 2 分の 1 の給付額とする。
			被害の程度 半 焼	50,000	
			被害の程度 部分焼、ぼや	25,000	
	災 害	自 然 災 害	被害の程度 全 壊	25,000	罹災証明書 ※同一の災害により給付を受ける者が、同一の生計を営む家族であるときは、2 人目から 2 分の 1 の給付額とする。
			被害の程度 大・中規模半壊、半壊	15,000	
			被害の程度 準半壊、一部損壊	3,000	
ほう 賞 金	永 年 勤 続		同一企業に 5 年	5,000	事業主の勤続証明書 ※入会以後同一企業に勤務した年数によって給付。
			同一企業に 10 年	10,000	
			同一企業に 15 年	20,000	
餞 別	会員（従業員）が退職した時 但し、入会以後同一企業に 5 年以上勤務した会員を対象とする。		3,000	会員資格喪失届 事業主の勤続証明書	
	会員（事業主）が廃業した時 但し、入会以後 5 年以上経過した会員を対象とする。			勤労者福祉共済脱退申出書 廃業届※写しで可	

※死亡時における請求については、事前に事務局にご連絡ください。

※給付申請は事由発生の日から一年以内です。早めに申請しましょう。